

7 盛 総 号 外
令和 7 年 4 月 10 日

町内会・自治会長 様

盛岡市長 内 舘 茂

令和 7 年度憲法記念講演会の御案内について

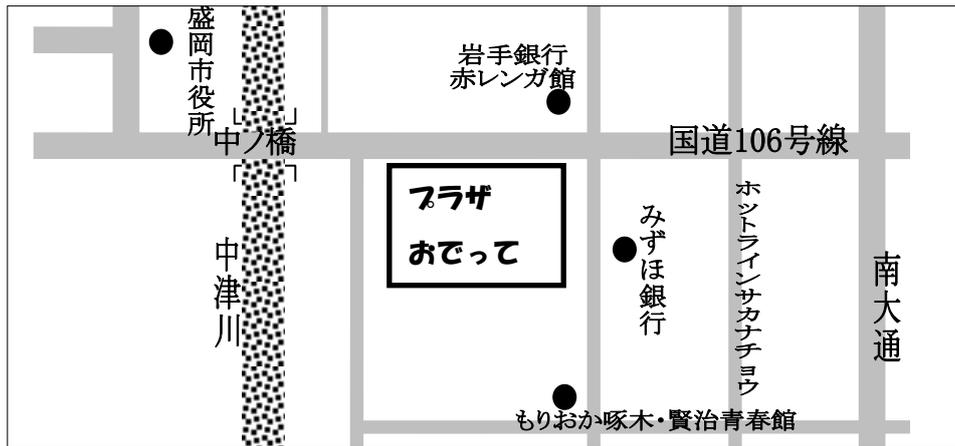
盛岡市では、憲法週間に当たり、市民の皆様を対象とした憲法記念講演会を開催します。
つきましては、ぜひ御聴講くださいますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日時 令和 7 年 5 月 9 日（金）14 時～16 時
- 2 場所 プラザおでって 3 階 おでってホール（中ノ橋通一丁目 1-10）
※地図は、裏面を御覧ください。
- 3 定員 先着 200 名
- 4 講師 岩手大学教育学部教授 田代 高章 氏
- 5 演題 子どもの権利が認められる社会・学校とは何か？ ～こども基本法の理念を踏まえて～
- 6 講演の概要

国連「子どもの権利条約」が1994年に日本で批准されて約30年。この「子どもの権利条約」の精神を反映したのが2024年4月に施行された「こども基本法」です。今、あらためて子どもの権利とは何か？ 子どもを権利主体として認めるとはどのようなことなのか？ 現在の学校、家庭、社会において、大人はどのように子どもを理解し、どのように子どもと関わるのが求められているのか？ 皆さんとともに考えてみましょう。

《会場案内図》



※申込不要・入場無料。来場の際は、公共交通機関を御利用ください。

担当 総務部総務課総務係 佐藤（さとう）

電話 019-626-7513（直通）